

福岡県フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則
第49条第1号の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の引渡義務
の例外的認定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成26年経済産業省・環境省令第7号。以下「省令」という。)第49条第1号に規定する知事が認める者に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 第一種フロン類充填回収業者(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号。以下「法」という。)第27条第1項の登録を受けたものをいう。以下同じ。)が引き渡したフロン類を、第一種フロン類再生業者(法第50条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)又はフロン類破壊業者(法第63条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)に確実に引き渡そうとする者は、その業務を行う事業所ごとに知事の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者は次に掲げる事項を記載した申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) フロン類の回収等について十分な知見を有する者の住所及び氏名
- (4) フロン類の管理責任者の住所及び氏名

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 業務用冷凍空調機器等の関係業界等から回収冷媒管理センター等の認定を受けていることを証する書類
- (2) 前項第3号に掲げる者がフロン類の回収等について十分な知見を有することを証する書類
- (3) フロン類の回収等について、管理責任を明確にした組織体制図
- (4) 第一種フロン類充填回収業者から引き渡しを受けたフロン類の引取量並びに第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者に引き渡した量等(省令第49条第1号イの要件を満たすもの。以下「フロン類取扱量等」という。)の管理記録に使用する様式
- (5) 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第5条第1項の許可を受けていること又は同条第2項の届出を行っていることを証する書類

(認定の基準)

第3条 知事は、前条第1項の認定に係る申請が次の各号のいずれにも適合しているときに限り、同項の認定を行うものとする。

- (1) 業務用冷凍空調機器等の関係業界等から回収冷媒管理センター等の認定を受けていること。

- (2) フロン類の回収等について十分な知見を有する者（省令第14条第9号及び第40条第2号に規定する者をいう。）が配置されていること。
- (3) フロン類取扱量等について適切に管理及び記録できる体制が整備されていること。
- (4) 高圧ガス保安法第5条第1項の許可を受けていること又は同条第2項の届出を行っていること。
- (5) 法その他関係法令を遵守していること。

（認定の更新）

第4条 第2条第1項の認定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第2条第2項及び第3項並びに前条の規定は、前項の更新について準用する。

（変更の届出）

第5条 第2条第1項の認定を受けた者（以下「例外引渡者」という。）は、同条第2項各号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更の内容を明らかにする書類を添えて、当該変更があった日から30日以内に知事に届け出なければならない。

2 例外引渡者は、認定に係る事業の全部又は一部を廃止したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

（フロン取扱量等の記録）

第6条 例外引渡者は、フロン類取扱量等について、第2条第3項第4号の様式により記録し、認定に係る事業所に保存しなければならない。

（報告）

第7条 例外引渡者は、次の各号に掲げる毎年度のフロン類取扱量等について記載した報告書（様式第4号）を翌年度の5月15日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 第一種フロン類充填回収業者から引き取ったフロン類の量
- (2) 年度当初に保管していたフロン類の量
- (3) 第一種フロン類再生業者に引き渡したフロン類の量
- (4) フロン類破壊業者に引き渡したフロン類の量
- (5) 年度末に保管していたフロン類の量

（認定の取消し）

第8条 知事は、例外引渡者が第3条第1項各号のいずれかに適合しなくなったとき又は前条の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の福岡県特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則第7条の規定に基づく第一種フロン類回収業者の引渡義務の例外の認定に関する要綱第2条第1項の規定により認定を受けている者は、改正後の福岡県フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条第1号の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外の認定に関する要綱第2条第1項の規定により認定を受けたものとみなす。